

登録日時	2009 6/16 11:31	登録番号	022
チーム名	水のデザインによる地方再生チーム		
行動主体	<p>おいしい水大使館(特定非営利活動法人申請中)</p> <p>・水資源保全研究会 ・水デザイン研究会 ・水活用マーケティング研究会 メンバー) 大学研究室(調整中) 北海道大学、東北大学、東京農業大学、東京海洋大学 機構(調整中) 水資源学会、水資源機構、日本機能水学会、財団法人機能水研究振興財団 地方(調整中) 常呂町、金山町、会津若松市、飯山市、北杜市白州町、飛騨市神岡町、綾町 地方(未調整) 倶知安町、紫波町、佐渡市、広島市</p> <p>NPO法人(調整中) メダカのがっこう、スローフード協会、企業(調整中) 水関連企業 事務局 〒151-0053 渋谷区代々木 2-16-4F (株)ナルコーポレーション内 TEL 03-3377-5855 FAX 03-3377-4840 E-mail chiyuki@nalnet.jp</p>		
行動内容	<p>1. 現在国が一律に定めている「水道法」に対し、各地域の自治体が安全、安心、価格等の義務を行い、管理責任のもとに、自律的に地域の水道法を定め、地域主権による新しい仕組みを検討していく。(10の地域を抽出、ヒアリング等を通じ事情把握。中央官庁、大学の専門家などの意見を整理する。)⇒考え方の提案</p> <p>2. 次に各地域主権の水道法に基づく特徴ある水処理(水のデザイン)について検討する。(大学の専門家、機構、企業の意見を整理。)⇒方法論の提案</p> <p>3. 更に機能化された水が価値を生む商品を創造するための商品開発、マーケティングの検討を行う。(マーケティング、先進企業の事例などを整理。)⇒現状の整理、提言</p> <p>4. その結果、地域の水が新価値形成し、地域住民の水に対する意識が高揚、森を守る、水田を広げる、河川を豊かにする等水を守り活用する住民運動へとつなげていく仕掛けについて検討していく。(海外先進地、国内モデル地を抽出、調査を通じて可能性を探る。)⇒地域の水のランドデザインのあり方を整理、提言</p>		
課題分析	<p>1. 地域主権の水道法: 日本の水道法は昭和 32 年(法律 177 号)で設定されている。平成 16 年水道基準改訂。特に水質基準、安全に厳しく、滅菌義務、塩素処理が中心になっている。これは都市を中心とした条件にかなっている一面、地方地域もこの一律的なルールのもと、(特に水質基準項目、水質管理目標設定項目)実施されており、違和感を感じている。日本の地方には、世界にも類のない豊かな自然環境があり、水に関する歴史、伝統文化が多い。地方にあるおいしい水、豊かな水を地域の特徴にした独自の水道行政が望まれている。</p> <p>2. 水の広域管理: 水の管理は、農水省、国交省、厚生労働省に細分化されている。更に地域行政は総務省、自然環境は環境省とタテ割行政になっている。地域からみると管理の複雑さ、手間など効率が悪い。そこで各種機能を地方へ分権し、地域で水を一括した管理体制にしていく必要がある。また地方行政の行政区域は、水の流域とは別に区割されている関係で、住民生活圏、産業流通圏と異なる場合が多く、不便になっている。こと水に関する行政の広域流域管理が望まれる。</p> <p>3. 水道事業の民営化: 01 年の水道法改正により、自治体が民間への包括業務委託をおこなうことができるようになったが、行政側、企業側双方に課題があり、必ずしも上手くいっていない。現在の水道事業は主に生活インフラの上水道、下水道の運営管理を中心に行われている。今後は水を積極的に活用する新価値創造を求めた発想を取り入れ、水が地域再生の原動力になるよう、民間企業の活力を導入する完全民営化を検討する必要がある。</p>		
留意事項	<p>進め方: 1.<視点>世界の動向、時代の流れを直視する</p> <p>2.<スタンス>地方再生</p> <p>3.<意見>生活者、地方自治体の声を充分聞く</p> <p>4.<行動>専門家のアドバイスをもとに整理し、水に価値を発生させ、企業活動につながる提言をする</p> <p>5.<結果>地方の水資源が豊かになり、地方の経済が興る</p> <p>6.<まとめ>: 実情を調査、分析、整理し、中央官庁、地方自治体のはざ間、障壁を抽出し、改善策等を提言していく。(実施、実現については本プロジェクトチームの範囲ではない)</p>		

